

## 群馬県営農業農村整備事業における建設キャリアアップシステム(CCUS)の 活用工事試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、県営農業農村整備事業における「建設キャリアアップシステム(以下、「CCUS」という。)」の活用を促進するため、工事現場にカードリーダーの設置し、CCUSの登録達成状況に応じて工事成績評定で加点する「CCUSの活用工事」の試行について、受発注者が取り組む必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方を除く。
- ・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- ・CCUS登録事業者：元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・新規事業者登録：工事の実施期間中に新規登録したCCUS登録事業者をいう。(※1)
- ・新規技能者登録：工事の実施期間中に新規登録したCCUS登録技能者をいう。(※2)
- ・管理者ID(現場管理者)登録：工事の元請事業者に所属する現場管理者が、CCUSにログインするためのIDのことで、元請事業者が登録する。
- ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーとする。
- ・現場利用料：カードタッチ費用のことで、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請けとして現場を登録する事業者が支払う費用のこと。

※1：対象事業者は、施工体系図に記載されている事業者(一人親方を除く)とする。

※2：対象技能者は、「作業員名簿」や「新規入場者名簿」等に記載されている技能者とする。

### (対象工事)

第3条 県営農業農村整備事業の工事のうち、発注者がCCUS活用工事として選定した工事(発注者指定型)及び受注者が希望する工事(受注者希望型)とする。

(発注方法)

第4条 CCUS 活用工事の発注にあたっては、「発注者指定型」及び「受注者希望型」のいずれかによる方法を基本とする。

(1) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が CCUS の活用工事を行うことを指定する工事をいう。

(ア) 対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に CCUS の活用工事（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

(イ) 発注者は、設計変更時に第9条に定める CCUS 活用に係る費用を計上するものとする。

記載例

本工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」（発注者指定型）の対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、工事を実施すること。

(※ 施工条件明示のほかに、本要領も添付すること。)

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が CCUS 活用工事の適用の有無を工事打合せ書により発注者に提出し、発注者が CCUS 活用工事の適用を承諾する工事をいう。

(ア) 対象工事の発注にあたり、施工条件明示に CCUS 活用工事（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

(イ) 受注者希望型を適用する場合、CCUS 活用に係る費用は、発注者指定型と同様に扱うものとする。

記載例

当工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」（受注者希望型）の試行対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、希望がある場合は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員へ報告すること。

(※ 施工条件明示のほかに、本要領も添付すること。)

(3) その他

CCUS 活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、CCUS 活用工事として事後設定できるものとし、設定した後は「受注者希望型」と同様に扱うものとする。

(CCUS の利用内容)

第5条 受注者は、CCUS 活用工事を実施する場合、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル（一般財団法人建設業振興基金）」等を参照し、CCUS 活用を適正に行うも

のとする。

なお、受注者は、不測の事態等により CCUS の活用ができなくなった場合は、速やかに発注者に報告するものとする。

（施工体制の確認方法）

第 6 条 CCUS 活用工事の施工体制確認方法については、群馬県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 4 条で定められた様式によらず、CCUS から出力された様式で契約担当者に提出してもよいものとする。

ただし、CCUS から出力された様式で提出する場合は、法定福利費に関する「別紙様式 1 号」及び「別紙様式 2 号」を提出するものとする。

【指導要綱によらず、CCUS から出力された様式でよいもの】

- ・施工体系図（指導要綱 様式第 2 号）
- ・施工体制台帳（指導要綱 様式第 3 号）
- ・再下請負通知書（指導要綱 様式第 6 号）

（発注者による達成状況の確認方法）

第 7 条 発注者は受注者に対して、工事打合せ書等により第 10 条「別表 1」に掲げる基準の達成状況を確認できる資料の提出若しくは提示を求めることにより、達成状況を確認するものとする。

【達成状況を確認できる書類の例】

| 条件               | 確認できる書類の例                                                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①管理者 ID(現場管理者)登録 | 現場利用料の支出                                                                                               |
| ②カードリーダーの設置      | 現場の設置状況写真                                                                                              |
| ③事業者及び技能者登録      | 技能者登録の場合<br>・ CCUS 技能者情報登録完了メール等の提示<br>事業者登録の場合<br>・ CCUS 事業者情報登録完了メール等の提示<br>(個人情報に記載されているため、提出は求めない) |

（CCUS 活用に係る費用）

第 8 条 受注者は、CCUS 活用のための「①カードリーダー設置費用」及び「②現場利用料」の支出実績（購入を証する領収書等）や現場での使用実績を確認できる書類（設置状況写真）を監督員に提出するものとする。

（対象工事の積算）

第 9 条 前条に基づき提出される費用は、当初契約において、その費用総額の想定ができな

いことから設計変更により計上するものとする。

なお、設計変更の対象とする CCUS 活用に係る費用は、「①カードリーダー設置費用」、「②現場利用料（カードタッチ費用）」の合計とする。

積算上は、下記（１）から（３）のとおり取り扱うものとし、その他、積算上の取扱いは「別添１」のとおりとする。

- （１）増加費用は、現場管理費（CCUS）に実績による積上げ計上とする。
- （２）増加費用は、一般管理費等の対象外とする。
- （３）増加費用は、当初請負費率を乗じない。

（工事成績評定）

第１０条 発注者は、受注者の取組に対し、別表１「建設キャリアアップシステムの活用工事の達成基準一覧」により評価するものとし、各指標の基準を達成した場合は、達成状況に応じて「群馬県建設工事成績評定要領」の監督員の「５．創意工夫」「Ⅰ．創意工夫ー【施工】その他」の項目で加点するものとする。

２ 第４条 CCUS の活用工事の受注者の取り組みに対し、「発注者指定型」及び「受注者希望型」のいずれの方法において履行できなかったとしても、工事成績評価を減点しないこととする。ただし、総合評価落札方式で建設キャリアアップシステム活用申告書を提出し、加点（＋０．３点）を受けた場合に限り、履行できなかった際、工事成績評定「７．法令遵守等」の項目において減点するものとする。

（－３．０点）

別表１「建設キャリアアップシステムの活用工事の達成基準一覧」

| 条件                   | 基準                          | 加点内容                                                                 |
|----------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ①管理者 ID<br>（現場管理者）登録 | CCUS に工事の登録を行った。            | ①②の２つの条件を達成した場合<br>０．５点                                              |
| ②カードリーダー<br>の設置      | カードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を蓄積した。 |                                                                      |
| ③新規事業者及び<br>技能者登録（※） | 当該現場の登録を行った。                | ・ 下請事業者で登録有：０．５点<br>・ 元請技能者で登録有：０．５点<br>・ 下請技能者で登録有：０．５点<br>（最大１点まで） |

※対象となる事業者及び技能者は、当該工事の「施工体系図」や「作業員名簿」等に記載されている事業者・技能者とする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者で協議して定めることとする。

附則

1. この試行要領は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

## 別添 1

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事におけるカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、積算上の取扱いは、以下のとおりとする。

### 用語説明

#### （１）カードリーダー

建設キャリアアップシステム（CCUS）に対応した IC カードリーダーとする。

#### （２）現場利用料（カードタッチ費用）

建設キャリアアップシステム（CCUS）利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金で、元請として現場を登録する事業者が支払う費用のこと。

### 1. 積算方法

（１）建設キャリアアップシステム（CCUS）の継続的な活用の観点からリースの場合は、費用は計上しない。

（２）カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

以下に示す（３）～（５）を、精算変更時に現場管理費に積上げ計上する。

これらの費用は、一般管理費等率の対象外とする。

また、この費用は、「請負比率」を乗じないものとして積算すること。

#### （３）カードリーダー購入費用

カードリーダーを購入した時は、購入を証する領収書（本書）による支出実績と現場での使用実績を確認し、下表のとおり設計計上する。

| 現場で使用する OS | 単 価                            | 備 考                                       |
|------------|--------------------------------|-------------------------------------------|
| Windows    | 10,000 円 <sub>※1</sub> ／1 台あたり | <u>原則、1 工事あたり 2 台を上限<sub>※2</sub>とする。</u> |
| iOS        | 30,000 円 <sub>※1</sub> ／1 台あたり |                                           |

#### （４）カードリーダーに替わる顔認証カメラや顔認証リーダーの購入費用

顔認証カメラ等の購入を証する領収書（本書）による支出実績と現場での使用実績を確認し、下表のとおり設計計上する。

| 現場で使用する OS | 単 価                            | 備 考                                       |
|------------|--------------------------------|-------------------------------------------|
| Windows    | 10,000 円 <sub>※1</sub> ／1 台あたり | <u>原則、1 工事あたり 2 台を上限<sub>※2</sub>とする。</u> |
| iOS        | 30,000 円 <sub>※1</sub> ／1 台あたり |                                           |

(5) 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場にかかる現場利用料の明細に基づき計上する。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

※1：1台あたりの単価は、表中の金額を上限とする。

※2：施工箇所が点在する工事の場合など、入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダー等を設置する必要がある場合は、受発注者協議により、必要と認められる場合は、実数を設計計上できるものとする。